

令和2年(ネ)第1562号 損害賠償請求控訴事件
令和2年(ネ)第1883号 同附帯控訴事件 (E a 3)
控訴人 (原告): 弓場秀昭
被控訴人 (被告): 株式会社あさひ

和解条項案

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として35万円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を本和解の席上で支払い、控訴人は、これを受領した。
- 3 控訴人はその余の請求を放棄する。
- 4 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1, 2審とも各自の負担とする。